

平成27年度からの判定基準の変更について
 ～医療の安全の確保に対する新たな取り組みについて～

平成27年4月

名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院長

名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院（以下「附属病院」という。）では、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、附属病院全体の組織的な事故防止対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さんが安全で安心できる質の高い医療を受けられる環境を整えることを目標とし、医療の安全の確保に取り組んでまいりました。

報告された事例に対しより真摯に向き合い分析し、また医療安全管理に資するよう公表する為、平成27年度から、事例の発生により生じた影響度の判定基準を変更しました。

平成27年度からの判定基準 ※インシデントはグレード00のみ

分類	影響度	基準
インシデント	グレード00	誤った行為が実施される前に発見された
アクシデント	グレード0	医療事故による身体への影響は小さい（処置不要）と考えられる場合
	グレード1	医療事故による身体への影響は中程度（処置が必要）と考えられる場合
	グレード2	医療事故による身体への影響は大きい（死に至る可能性がある、または重大もしくは不可逆的障害を与えもしくは与える可能性がある）と考えられる場合
	グレード3	医療事故により、死に至った場合
	グレードX	対応・接遇不適切、クレーム、自己損傷、麻薬・劇薬・毒薬の紛失、職員への暴力、離院、個人情報流出等

（参考）平成26年度までの判定基準 ※インシデントはグレード00及びグレード0

分類	影響度	基準
インシデント	グレード00	誤った行為が実施される前に発見された
	グレード0	医療事故による身体への影響は小さい（処置不要）と考えられる場合
アクシデント	グレード1	医療事故による身体への影響は中程度（処置が必要）と考えられる場合
	グレード2	医療事故による身体への影響は大きい（死に至る可能性がある、または重大もしくは不可逆的障害を与えもしくは与える可能性がある）と考えられる場合
	グレード3	医療事故により、死に至った場合
	グレードX	対応・接遇不適切、クレーム、自己損傷、麻薬・劇薬・毒薬の紛失等

判定基準を変更したことにより、「医療事故等行為別分類統計」のインシデントとアクシデントの件数が変動しています。